

内部統制

関係者の役割と責任及び内部統制構築の手法

前回 (No3) に記載の通り、優れた内部統制の構築は学園にとり望ましいことですが、コストがかかり、また、内部統制の制約(限界)があります。

今回は、内部統制に関係を有する者の役割及び責任について記載します。

内部統制は、組織内の全ての者がその機能と役割を理解して構築することが必要となります。

換言すれば、学園の組織内の全ての者は、内部統制に関係を有します。

以下に学校法人に属する機関及び他の構成員につきその役割と責任について記載します。

- ・理事長・・・学校法人を代表し、その職務を総理する者であり、その責任を果たすために、内部統制の整備、運用を行う役割及び責任があります。また、組織内に属する誰よりも、組織風土に影響を与え、ひいては内部統制に重要な影響を与えます。
- ・理事会・・・学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督する機関であり、理事長による内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有しています。
- ・監事・・・学校法人の業務及び財産の状況を監査し、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出し、不正な行為又は法令違反の重大な事実は所轄庁へ報告し、又は理事会及び評議員会に報告し、理事会に出席して意見を述べる者であり、内部統制の整備状況及び運用状況を監視、検証する役割及び責任があります。
- ・内部監査人・・・内部統制基本要素のモニタリングに重要な役割を担っており、内部統制の整備状況及び運用状況を検討・評価し、不備のある場合には、その改善を促す役割及び責任を有しています。
- ・法人内の他の者・・・属している業務において、内部統制の整備及び運用の役割を担っています。

上記のように、内部統制を確立することは法人内の全ての者に関わりがあるため、現行の組織構造を横断する必要があり、一般的にはプロジェクト・マネジメントの手法が用いられます。

内部統制は、組織内の特定の部署や機関に係るものではないため、プロジェクトには経理のみならず、人事、総務、学事課等の人員の参加が不可欠となります。

また、プロジェクトは臨時的な組織であり、既存の組織での業務とは異なります。そのため、プロジェクトを推進する能力、プロジェクト構成員や関係者とのコミュニケーション能力、プロジェクトリーダーとしての理事長からその構成員へのプロジェクトの意義及びそのメッセージの伝達等、様々な要素が必要になるものと考えられます。

内部統制の構築責任は理事長にあるため、理事長は積極的にプロジェクトへ参加し、リーダーシップを発揮することにより、各構成員にその意識を伝えることができ、内部統制確立のための重要な鍵になると考えられます。

有形固定資産の 会計処理

平成23年度の決算が終了し、今年も監査実務に携わる中で再認識させられた事項があります。その中で有形固定資産に関するものを取り上げてみたいと思います。

今回は、Ⅰ．少額重要資産、Ⅱ．期中取得資産の減価償却計算の簡便法をとりあげます。

Ⅰ．少額重要資産の要件について

《少額重要資産とは》

単価が有形固定資産として計上する金額基準(経理規程等に定められている)未満のものであってもいわゆる「少額重要資産」は固定資産として計上することとされています。

これは、文部省通知(文管振第62号 昭和49年2月14日)、「基本金設定の対象となる資産及び基本金の組入れについて(報告)」に「学校法人の所有する机、椅子、書架、ロッカー等の少額重要資産は、固定資産として管理し、かつ、基本金設定の対象とする」と定められていることによるものです。

では、「少額重要資産」とは何でしょう。その要件も上記文部省通知に記載されています。

要件①：学校法人の性質上基本的に重要なもの

要件②：その目的遂行上常時相当多額に保有していることが必要とされるもの

「少額重要資産」とは教育に基本的に重要なもので、常時多額に保有しているものであると言えます。

《少額重要資産の判定上の留意点》

貸借対照表日後1年を超えて使用される資産であっても、少額であれば経費処理することが認められます。具体的には経理規程等に有形固定資産の計上基準額を定め、単価がその基準額未満であれば消耗品費等の経費科目で処理します。

ところが、単価がこの一定の金額基準未満(すなわち少額)であっても、それを多数所有するならばその同種資産全体の金額は多額になります。同種資産全体で考えれば建物等と会計的には同じであり重要であると考えられ、固定資産計上する必要が生じます。

少額重要資産の判定においては、上記要件②を満たすことが必要であり、教育上重要なものであっても常時相当多額(即ち多数)保有していないものは、少額重要資産には該当しないことになります。

なお、少額重要資産を追加取得した場合は、購入量が少なかったとしても固定資産計上する必要があることにもご留意下さい(日本公認会計士協会 学校法人委員会研究報告第20号「固定資産に関するQ&A」平成22年6月9日改正)。

Ⅱ．期中取得資産の減価償却計算の簡便法の適用について

《期中取得の固定資産の減価償却計算》

期中取得資産の減価償却額の計算は、原則、当該資産について計算される年間減価償却額を月数按分したものであるが、以下の3つの簡便法も認められています(日本公認会計士協会 学校法人委員会報告第28号、平成13年5月14日改正、「学校法人の減価償却に関する監査上の取扱いについて」)。

イ 取得時の会計年度は、償却額年額の2分の1の額により行う。

ロ 取得時の会計年度は、償却を行わず、翌会計年度から行う。

ハ 取得時の会計年度から償却額年額により行う。

《簡便法採用の留意点》

(1)簡便法の採用は、無条件に認められるものではなく、金額的重要性がない場合に限り認められるものです。校舎の新築等があり、簡便法と原則法(月数按分)とで償却額に多額の差異が発生する場合は、当該年度は原則法で計算する必要があります。

(2)簡便法は資産の種類ごとに同一の方法を採用し、每期継続して同一の方法を適用します。

学校法人における 消費税・法人税

- ①消費税増税法案可決
- ②収益事業で課税所得200万円以下でも課税される場合とは
- ③授業時間後の体操教室・サッカー教室は課税対象か

①先月の26日に消費税増税法案が衆議院本会議において、賛成多数で可決されました。法案では、消費税率を平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に引き上げることになっています。

消費税の課税事業者であれば、現在の5%から10%に税率がアップすることにより納付税額が2倍程度大きくなり、また、免税事業者においても経費・施設設備関係の消費税の金額が増加することになりますので、その影響は大きいものがあります。

②収益事業で課税所得200万円以下でも課税される場合とは。

収益事業において利益が見込まれるときに、通常学校法人(公益事業)の会計に繰り入れ処理した場合、その金額は収益事業の寄附金とみなして、その事業年度の課税所得の計算にあたって損金に算入できます(みなし寄附金)。この損金算入できる限度額が当該事業年度の所得の金額の50%に相当する額(その金額が年200万円に満たない場合には年200万円)であり、これを超える額は損金に算入できないという取り扱いがされています(法基通15-2-4)。

よって、課税所得が200万円まではみなし寄附金を利用すれば課税されないこととなります。ただし、限度額以内でも全てがみなし寄附金となるわけではありません。

学校がその収益事業に属する金銭その他の資産について、収益事業以外の事業に属するものとして区分経理した場合に、その一方において収益事業以外の事業から収益事業へその金銭その他の資産の額に見合う金額に相当する元入れがあったものとして、経理するなど、実質的に収益事業から収益事業以外の事業への金銭などの支出がなかったと認められる場合には、その区分経理をした金額については、みなし寄附金の適用がないことになっています。(法基通15-2-4)。

つまり収益事業から収益事業以外の事業へ支出した場合その支出した金銭によって取得した固定資産が収益事業以外の事業で使用されないで、もっぱら収益事業において使用される場合は、その支出はみなし寄附金ではなく、収益事業に係る資本の元入額の返還があったものとされます。

また、法人住民税において収益事業から得た利益の90%以上を学校の経営に充当(寄附金)した場合には法人住民税上の収益事業の範囲からのぞかれます。(地稅令7④)。

③授業時間後の体操教室・サッカー教室は課税対象か。

体操教室・サッカー教室が法人税法の収益事業でいう技芸教授業に該当すれば課税対象となります。税法では技芸教授業は限定列举であり、列举されたもの以外は技芸教授には該当しません。

税法でいう技芸教授とは、

1洋裁 2和裁 3着物着付け 4編物 5手芸 6料理 7理容 8美容 9茶道 10生花 11演劇
12演芸 13舞踏 14舞踊 15音楽 16絵画 17書道 18写真 19工芸 20デザイン
21自動車操縦 22小型船舶の操縦及び公開模擬学力試験を行う事業が該当します。

(法基通15-①30)。

技芸の教授とは上記の技芸について直接実技の教授を行うもののほか、通信教育による技芸の教授及び、卒業資格、段位、級、師範、名取等の免許の付与のみを行う場合も含まれます。

(法基通15-1-66)。

また技芸教授に付随して行われる技芸教授に係る教科書の販売その他これに類する教材の販売及びバザーの開催も付随行為として技芸教授に含まれます。(法基通15-1-6)

体操教室等は、限定列举以外のものであるため、課税対象とはなりません。該当しないものとしては英会話の語学教室、情報処理等があります。一方、ピアノ教室などの音楽教室については教育課程の課外教室として実施する場合は、音楽教授に該当し、収益事業になります。

学校法人の経営分析

～第4回 会計事象に関する分析(その3)～

本章では、学校法人の経営分析について解説します。第4回目は、前回に続き、会計事象の分析について解説します。

今回は、比率を用いた経営診断のうち、④コスト意識の欠如について説明します。

④コスト意識の欠如

学校法人における主要なコストは、人件費と経費です。人件費は、一般的に消費支出の中で最大の部分を占めており、その性格上、一旦上昇した人件費は容易に引き下げることができないことから、人件費の増加は消費収支の悪化を招きやすいといえます。経費については、教育研究経費と管理経費に大別されます。教育研究経費は、教育研究活動の維持・発展のために不可欠であり、消費収支の均衡を失しない限りにおいて高くなることは望ましいといえます。他方、管理経費は、学校運営のためにはある程度の支出は止むをえません、極力抑えるべきコストです。

◆人件費比率及び人件費依存率の推移◆

年度	年度	年度	年度	年度	年度
A: 人件費					
B: 帰属収入					
人件費比率(A/B)	%	%	%	%	%
平均					
平均より高いか/低い					
C: 学生生徒等納付金					
人件費依存率(A/C)	%	%	%	%	%
平均					
平均より高いか/低い					

◆生徒一人当たり人件費、教職員一人当たり人件費、教員一人当たり生徒数の推移◆

年度	年度	年度	年度	年度	年度
A: 人件費					
B: 生徒数					
生徒一人当たり人件費(A/B)	%	%	%	%	%
平均					
平均より高いか/低い					
C: 教職員数					
教職員一人当たり人件費(A/C)	%	%	%	%	%
平均					
平均より高いか/低い					
D: 教員数					
教員一人当たり生徒数(B/D)	%	%	%	%	%
平均					
平均より高いか/低い					

◆経費比率の推移◆

年度	年度	年度	年度	年度	年度
A: 教育研究経費					
B: 帰属収入					
教育研究経費比率(A/B)	%	%	%	%	%
平均					
平均より高いか/低い					
C: 管理経費					
管理経費比率(C/B)	%	%	%	%	%
平均					
平均より高いか/低い					

人件費比率と人件費依存率は財政的には低い数値が好ましいといえます。ただし、教員数を抑え、教員一人当たりの生徒数が多くなると、教育条件の悪化を招くことになるため注意が必要です。ここでの要点は、収入が増えていないにも関わらず人件費が増加傾向にある場合が要注意であり、その傾向を早期に把握するために上記の指標を用いるということです。

また、経費については、教育研究経費をいかにコントロールするかがポイントになると考えられます。つまり、消費収支の均衡点を見極め、その範囲内で効果的に教育研究経費を支出する必要があることから、予算統制上もこの点に留意しておく必要があります。